

## 宮城県薬剤師確保対策検討会開催要綱

## (目的)

第1 県内の薬剤師確保に関する事項を検討するため、宮城県薬剤師確保対策検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

## (所掌事項)

第2 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 県内における薬剤師の育成、確保及び定着の推進に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

## (組織)

第3 検討会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる有識者及び関係団体に所属する者で構成する。

## (座長及び副座長)

第4 検討会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は検討会の進行を行う。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

## (会議)

第5 会議は、薬務課長が招集する。

- 2 薬務課長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外のものを出席させることができる。

## (庶務)

第6 検討会の庶務は、宮城県保健福祉部薬務課において処理する。

## (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、薬務課長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

公益社団法人宮城県医師会

一般社団法人宮城県薬剤師会

一般社団法人宮城県病院薬剤師会

公益社団法人仙台市薬剤師会

国立大学法人東北大学大学院薬学研究科・薬学部

東北医科薬科大学薬学部

国立大学法人東北大学 東北大学病院

東北医科薬科大学病院

宮城県高等学校長協会